

大阪市水道事業管理規程第19号

大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（給与が減額されることとなる勤務しないことについての管理者の承認等） 第30条 条例第15条第1項の規定により管理者が定める職員が勤務しないことについての管理者の承認は、次のとおりとする。 〔(1)～(3) 略〕 (4) 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年大阪市人事委員会規則第6号）第2条第1項第11号、<u>第11号の4</u>及び第11号の7の規定による職務に専念する義務の免除の承認 〔(5)・(6) 略〕	（給与が減額されることとなる勤務しないことについての管理者の承認等） 第30条 〔同左〕 〔(1)～(3) 同左〕 (4) 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年大阪市人事委員会規則第6号）第2条第1項第11号、<u>第11号の4、第11号の6</u>及び第11号の7の規定による職務に専念する義務の免除の承認 〔(5)・(6) 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。